4　カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等製造業者等の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又はカジノ関連機器等製造業者等が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該カジノ関連機器等製造業者等に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（カジノ関連機器等外国製造業者に対する監督処分）

第二百九条　カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等外国製造業者（第百四十二条第十項に規定するカジノ関連機器等外国製造業者をいう。以下この条及び第二百十七条第四項第三号において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第百五十条第一項の認定又は第百五十一条第二項の検定の合格を取り消すことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二　カジノ関連機器等外国製造業（第百四十二条第九項に規定するカジノ関連機器等外国製造業をいう。）に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に違反したとき。

三　第百五十条第二項において準用する第百四十九条において準用する第四十一条第三項の規定により第百五十条第一項の認定に付された条件に違反したとき。

四　カジノ管理委員会が、必要があると認めて、カジノ関連機器等外国製造業者に対し、カジノ管理委員会規則で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五　カジノ管理委員会が、必要があると認めて、その職員に、カジノ関連機器等外国製造業者の製造所その他のカジノ関連機器等を業務上取り扱う場所においてその構造若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は従業者その他の関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由がないのに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

（指定試験機関に対する監督処分）

第二百十条　カジノ管理委員会は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をし、又はその必要の限度において、期限を付して当該試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2　カジノ管理委員会は、指定試験機関が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第百五十九条第一項の規定による指定を取り消し、又は期限を付して、その試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二　試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

三　試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

3　カジノ管理委員会は、確認特定試験業務従事者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又は指定試験機関が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定試験業務従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定試験業務従事者についての第百六十五条第一項の確認を取り消すことができる。

4　カジノ管理委員会は、指定試験機関の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、又は指定試験機関が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（監督処分の通知等）

第二百十一条　カジノ管理委員会は、第四十九条（第百三十条において準用する場合を含む。）、第九十一条第七項、第九十八条（第百一条第三項（第百三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第百三十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百十九条（第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二百四条若しくは第二百六条（第八項を除く。）の規定による処分又は第百七条第一項の規定によるカジノ事業者若しくはカジノ施設供用事業者に対する命令をしたときは、直ちに、国土交通大臣に当該処分の内容及び理由を通知しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、前項に規定する処分（第九十八条、第二百四条第五項及び第六項並びに第二百六条第四項及び第五項の規定による処分を除く。）をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（聴聞の特例）

第二百十二条　カジノ管理委員会は、第二百四条第一項、第二項若しくは第四項の規定によりカジノ事業若しくはカジノ行為区画内関連業務の停止を命じようとするとき、第二百六条第一項若しくは第二項の規定によりカジノ施設供用事業の停止を命じようとするとき、第二百八条第一項若しくは第二項の規定によりカジノ関連機器等製造業等の停止を命じようとするとき、又は第二百十条第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の試験事務の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十一章　カジノ管理委員会

（設置）

第二百十三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く。

2　カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第二百十四条　カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二百十五条　カジノ管理委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　カジノ事業の監督に関すること。

二　カジノ施設供用事業の監督に関すること。

三　カジノ関連機器等製造業等の監督に関すること。

四　カジノ施設の適正な利用に関すること。

五　前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

六　所掌事務に係る国際協力に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきカジノ管理委員会に属させられた事務

（職権行使の独立性）

第二百十六条　カジノ管理委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織等）

第二百十七条　カジノ管理委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2　委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

3　委員長及び委員は、人格が高潔であって、カジノ管理委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4　次に掲げる者は、委員長又は委員となることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

三　カジノ事業者、カジノ施設供用事業者、カジノ関連機器等製造業者等又はカジノ関連機器等外国製造業者の従業者

四　指定試験機関の役員又は職員

五　認可主要株主等若しくは認可施設土地権利者又はこれらの者が法人等であるときはその従業者

六　第三号に規定する事業者の団体の従業者